

## 平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、4つの財政指標「健全化判断比率」及び「資金不足比率」を算定して公表することを義務付けています。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	10.3%	76.2%

### 【健全化判断比率】

#### 1 実質赤字比率

地方公共団体の標準財政規模における一般会計等の赤字の割合で、正の数値が赤字の割合を示します。実質赤字がない場合（負の数値）は、「—」が表示されます。

＜早期健全化基準＞ 11.25%    ＜財政再生基準＞ 20.0%

（単位：千円）

会 計 名		実質収支額
一 般 会 計 等	一般会計	5,225,023
	電気事業経営記念基金会計	100
	土地区画整理清算金会計	6
	母子・寡婦福祉資金貸付金会計	12,922
	公債管理事業会計	0
合 計 ①		5,238,051
標準財政規模 ②		165,129,535
実質赤字比率 $(-1 \times ①) \div ②$		— (△3.17%)

#### 2 連結実質赤字比率

地方公共団体の標準財政規模における全会計を対象とした赤字の割合で、正の数値が赤字の割合を示します。実質赤字がない場合（負の数値）は、「—」が表示されます。

＜早期健全化基準＞ 16.25%    ＜財政再生基準＞ 30.0%

（単位：千円）

会 計 名	実質収支額又は資金不足・剰余額
一般会計等	5,238,051
競輪事業会計	409,528
国民健康保険事業会計	4,187,232
簡易水道事業会計	2,388
農業集落排水事業会計	1,277
清掃工場発電事業会計	683,665
駐車場事業会計	259
介護保険事業会計	418,209
介護保険サービス会計	201
中央卸売市場事業会計	58,499
後期高齢者医療事業会計	263,096
病院事業会計	5,704,902
水道事業会計	13,737,220
下水道事業会計	4,587,014
合 計 ①	35,291,541
標準財政規模 ②	165,129,535
連結実質赤字比率 $(-1 \times ①) \div ②$	— (△21.37%)

### 3 実質公債費比率

地方公共団体の標準財政規模における一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の割合を示し、3か年平均で表します。

<早期健全化基準> 25.0% <財政再生基準> 35.0%

(単位：千円)

項目	平成25年度	平成24年度	平成23年度
元利償還金 ①	34,746,152	35,029,355	35,206,245
準元利償還金 ②	13,753,342	13,697,381	13,411,062
①又は②に充てられる特定財源 ③	10,114,977	9,990,469	9,655,195
算入公債費及び算入準公債費の額 ④	25,206,117	24,256,532	23,350,342
標準財政規模 ⑤	165,129,535	163,439,162	161,865,285
実質公債費比率(単年度) ((①+②) - (③+④)) ÷ (⑤-④)	9.41829%	10.40341%	11.27082%
<b>実質公債費比率(3か年平均)</b>	<b>10.3%</b>		

### 4 将来負担比率

地方公共団体の標準財政規模における一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(地方公社や第三セクター等の負債を含む)の割合を示します。

<早期健全化基準> 400.0%

(単位：千円)

項目	平成25年度
地方債の現在高 ①	431,142,935
債務負担行為に基づく支出予定額 ②	4,382,513
公営企業債等繰入見込額 ③	94,704,423
組合等負担等見込額 ④	1,196,802
退職手当負担見込額 ⑤	44,675,905
設立法人の負債額等負担見込額 ⑥	2,254,784
連結実質赤字額 ⑦	0
組合等連結実質赤字負担見込額 ⑧	0
<b>将来負担額 ⑨(①~⑧の合計)</b>	<b>578,357,362</b>
充当可能基金 ⑩	49,956,176
充当可能特定収入 ⑪	88,091,809
基準財政需要額算入見込額 ⑫	333,680,612
<b>充当可能財源等 ⑬(⑩~⑫の合計)</b>	<b>471,728,597</b>
標準財政規模 ⑭	165,129,535
算入公債費等の額 ⑮	25,206,117
<b>将来負担比率(⑨-⑬) ÷ (⑭-⑮)</b>	<b>76.2%</b>

## 【資金不足比率】

公営企業会計ごとにおける資金不足額の事業規模（料金収入の規模）に対する割合で、正の数値が資金不足の割合を示します。資金不足がない場合（負の数値）は、「-」が表示されます。

病院事業会計	水道事業会計	下水道事業会計	簡易水道事業会計	農業集落排水事業会計	清掃工場発電事業会計	中央卸売市場事業会計
-	-	-	-	-	-	-

<経営健全化基準> 20.0%

(単位：千円、比率：%)

会計名	区分	資金不足額			事業規模	資金不足比率
		流動負債等 (又は歳出額等)	流動資産等 (又は歳入額等)	資金不足額		
病院事業会計	法適	3,127,455	8,832,357	△5,704,902	27,830,512	-
水道事業会計	法適	2,270,503	16,007,723	△13,737,220	9,730,701	-
下水道事業会計	法適	3,454,565	8,041,579	△4,587,014	14,669,994	-
簡易水道事業会計	法非適	551,757	554,145	△2,388	77,302	-
農業集落排水事業会計	法非適	356,854	358,131	△1,277	40,817	-
清掃工場発電事業会計	法非適	722,666	1,406,331	△683,665	1,171,023	-
中央卸売市場事業会計	法非適	696,175	754,674	△58,499	396,891	-

(注) 算定方法は次のとおり。

$$\text{資金不足比率 (法適用)} = \frac{\text{流動負債等} - \text{流動資産等}}{\text{事業規模}}$$

$$\text{資金不足比率 (法非適用)} = \frac{\text{歳出額等} - \text{歳入額等}}{\text{事業規模}}$$